

滋甲県保福第 80 号  
平成19年(2007年)3月15日

各訪問系サービス事業所の管理者  
各通所系サービス事業所の管理者  
各短期入所系事業所の管理者  
各福祉用具貸与事業所の管理者 } 様

滋賀県南部振興局

甲賀県事務所地域健康福祉部長

(公印省略)

甲賀圏域での医師と介護支援専門員との連携マニュアルの送付について

平素は介護保険の推進にご尽力いただきありがとうございます。

さて、介護保険制度において医療と介護の連携は重要であることから、平成17年度から連携のあり方について関係者で2箇年にわたり検討を行い、平成19年4月から、別紙冊子により参加医療機関および居宅介護支援事業所で取り組むことになりましたのでご了知願います。

つきましては、主治医が参加したサービス担当者会議が開催される場合は、介護支援専門員から貴事業所に対し参加依頼があり、事前に居宅サービス計画原案を送付しますので、同計画に沿った訪問（通所、短期入所）介護計画を作成いただくとともに会議当日持参いただき、多職種が連携して利用者へのサービス調整が行われることとなりますのでご理解ご協力よろしく願います。

なお、当分の間は医療依存度が高い利用者を対象としたモデルケースが中心に試行的に行われるため、すべての利用者についてマニュアルに基づく主治医の参加した担当者会議とはなりませんのご了承願います。

また、通常のサービス担当者会議においても、介護支援専門員が居宅サービス計画の評価を行うのに、サービス事業所の訪問（通所）計画等は必要なことから、介護支援専門員への提供についてよろしく願います。

# サービス担当者会議の統一開催方法について

## 1. 対象者

- ① 終末期の利用者 (end of life care)
- ② 医学的管理が必要な利用者  
主治医意見書等の特別な医療
- ③ 主治医の意見書より、医学的制限がある利用者
- ④ その他医療系サービスが必要な利用者

## 2. サービス担当者会議の事前準備

担当者会議開催に向け、十分に準備

- ① 利用者・家族の要望
- ② 医療情報の収集
- ③ サービス事業所の受入体制の確認
- ④ 介護サービス以外にサービスは利用できないか？
- ⑤ 主治医、事業所へケアプラン（原案）を事前に配布

## 3. サービス担当者会議の開催

- ① 利用者の立場に立ったサービス計画作成
- ② 多職種連携
  - ・ 医療・介護・福祉・・・・
- ③ 事業所間の役割分担を明確化
  - ・ 課題の事前分析
  - ・ 各自のサービス計画を持ち寄る



- ・ 開催時間の短縮

## サービス担当者会議

